

1. チェック欄

目次には、各問題のチェック欄が設けられています。チェック欄は、解答後のフィードバックにご使用ください。

(例) 解答した日付を記入し、解き直し時期の目安として使用する

正解できた問題は○、一箇所でも間違えれば△、全部間違えれば×を記入するなど

2. ランク

各問題には、A Bのランク付けがしてあります。

Aランク問題……Aランク問題は、主に基本問題です。学習項目の基本的な要件や計算パターンの確認をする問題になっています。確認ができれば、繰り返しの解き直しは不要です。

Bランク問題……Bランク問題は、主に実力養成問題です。本試験合格のために確実にマスターしてほしい問題になっています。このBランク問題を確実に解ければ、合格レベルに到達できますので、復習などで繰り返し解くようにして下さい。

3. 標準時間

各問題には、標準時間が付されていますので、時間内に解答できるように努力しましょう。

4. 宿題

授業中に解けなかった問題は宿題となります。宿題となった問題は、次の授業の前までに必ず消化するようにしましょう。

目 次

個別問題編

ランク 標準時間 チェック欄

酒税法の概要

問題 1	分類差等課税制度	A	4 分			
問題 2	計算パターン	A	1 分			

酒税額の計算

問題 3	税 率 1	B	7 分			
問題 4	税 率 2	B	4 分			
問題 5	課税標準数量 1	A	3 分			
問題 6	課税標準数量 2	B	7 分			
問題 7	酒 税 額 1	A	3 分			
問題 8	酒 税 額 2	A	10分			
問題 9	酒 税 額 3	B	10分			
問題10	酒 税 額 4	B	15分			
問題11	免税・非課税 1	B	9 分			
問題12	免税・非課税 2	B	9 分			
問題13	免税・非課税 3	B	15分			
問題14	アルコールと度数等の関係 1	A	1 分			
問題15	アルコールと度数等の関係 2	A	5 分			

酒類の定義

問題16	清酒・消極的酒類の判定	B	55分			
問題17	みりん・消極的酒類の判定	B	30分			
問題18	ビール・発泡酒の判定	B	40分			
問題19	焼酎・アルコールの判定 1	B	25分			
問題20	焼酎・アルコールの判定 2	B	30分			
問題21	焼酎・アルコールの判定 3	B	30分			

酒税額の計算

問題22	発泡酒の税率		A	5 分	
問題23	承認酒類製造者に対する税率の特例	1	A	24分	
問題24	承認酒類製造者に対する税率の特例	2	B	12分	
問題25	承認酒類製造者に対する税率の特例	3	B	25分	
問題26	承認酒類製造者に対する税率の特例	4	B	22分	
問題27	戻入控除	1	A	5 分	
問題28	戻入控除	2	A	3 分	
問題29	戻入控除	3	B	20分	
問題30	戻入控除	4	B	15分	
問題31	原料使用控除	1	A	5 分	
問題32	原料使用控除	2	B	14分	
問題33	粉 末 酒		B	5 分	

総合問題編

	ランク	標準時間	チェック欄
練習問題 1（品目の判定 + 税額計算）	A	35分	
練習問題 2（承認酒類製造者に対する税率の特例）	A	40分	
練習問題 3（戻入控除、原料使用控除）	B	50分	
総復習問題 1	B	70分	
総合問題の解き方			

答案用紙編

答案用紙

参考資料

税 率

個別問題編

※解答にあたっては、巻末の【参考資料】税率をご使用ください。

問題 1

分類差等課税制度

ランク 標準時間
A 4 分

酒税法に規定されている酒類の種類及び品目について、以下の表を完成させなさい。

種 類	品 目
	その他の発泡性酒類
	果 実 酒
	原料用アルコール
	合 成 清 酒

解 答 P. 52

問題 2

計算パターン

ランク 標準時間

A 1 分

下記に掲げる酒税額の計算過程の空欄に、適当な語句又は金額を記入しなさい。

〔1〕 イ.

1. 商品A……ビール
2. 商品B……スピリッツ
3. 商品C……リキュール
4. 商品D……発泡酒

〔2〕 ロ.

1. 商品A (ビール)
181,000
2. 商品B (スピリッツ)
{

〔3〕 ハ.

1. 商品A (ビール)
 $633\text{ml} \times 20,000\text{本} = 12,660,000\text{ml}$
2. 商品B (スピリッツ)
{

〔4〕 ニ.

1. 商品A (ビール)
 $12.66\text{kl} \times 181,000 = 2,291,460$
2. 商品B (スピリッツ)
{

5. 酒税額合計 = 4,496,832

〔5〕 ホ.

70,263

〔6〕 ヘ.

〔4〕 - 〔5〕 = 4,426,569 → ト. 円 (チ.)

解 答 P. 53

問題 5 課税標準数量 1

ランク 標準時間
A 3分

次の場合における課税標準数量を、計算過程を明らかにして算出しなさい。

- (1) 清酒1.8ℓびん詰品500本を移出した場合
- (2) ウイスキー760mlびん詰品310本を移出した場合
- (3) ビール633mlびん詰品855本を移出した場合
- (4) 甘味果実酒720mlびん詰品423本を移出した場合
- (5) 果実酒500mlびん詰品220ケース（1ケース12本入り）を移出した場合

解 答 P. 56

問題 6 課税標準数量 2

ランク 標準時間
B 7分

次の【資料】により、酒類製造者甲の7月分の納付すべき酒税額に係る課税標準数量を、計算過程を明らかにして算出しなさい。

【資料】

酒類製造者甲の乙製造場からの7月中の各商品の移出状況は以下のとおりである。

商品名	品 目	容器の容量	本数、ケース	税 率
A	清 酒	1,080ml	800ケース (6本入り)	100,000円/kl
B	ビ ー ル	633ml	136,955本	181,000円/kl
C	ビ ー ル	500ml	20,325本	181,000円/kl
D	み り ん	366ml	1,824本	20,000円/kl
E	連続式蒸留焼酎	1,800ml	450ケース (6本入り)	250,000円/kl
F	清 酒	275ml	3,333本	100,000円/kl
G	単式蒸留焼酎	1,800ml	1,054ケース (5本入り)	250,000円/kl
H	果 実 酒	720ml	1,330本	100,000円/kl
I	甘 味 果 実 酒	375ml	22,245本	120,000円/kl

解 答 P. 56

問題 7 酒 税 額 1

ランク 標準時間
A 3分

商品 A（清酒、税率100,000円）1.8ℓびん詰品300本を製造場から移出した場合の酒税額を計算しなさい。

解 答 P. 57

問題 8 酒 税 額 2

ランク 標準時間
A 10分

酒類製造者甲が7月中においてその製造場から酒類を移出した状況は次のとおりである。これにより、7月分の納付すべき酒税額を計算しなさい。

商品名	品 目	税 率	容器の容量	移出数量
A	清 酒	100,000円	1,800ml	500本
B	ビ ー ル	181,000円	633ml	888本
C	合 成 清 酒	100,000円	1,800ml	350本
D	単式蒸留焼酎	200,000円	900ml	1,220本
E	清 酒	100,000円	720ml	450本

解 答 P. 57

問題10 酒 税 額 4

ランク 標準時間
B 15分

以下の【資料】に基づき、甲株式会社の乙製造場における7月分の納付すべき酒税額について、計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

- 1 東京都に乙製造場を有する甲株式会社は全酒類の製造免許を有している。
- 2 7月中における甲株式会社の乙製造場からの酒類の移出状況は、次表のとおりである。

商品名	品 目	税 率	容器の容量	移出数量
A	清 酒	100,000円	1,800ml	950本
B	み り ん	20,000	360	3,360
C	果 実 酒	100,000	500	480
D	単 式 蒸 留 焼 酎	200,000	288	341
E	み り ん	20,000	600	984
F	ブ ラ ン デ ー	370,000	720.5	650
G	甘 味 果 実 酒	130,000	900	400
H	発 泡 酒	155,000	500	2,850

解 答 P. 60

個別解答編

酒税法の概要

問題 1

種 類	品 目
発泡性酒類	ビ ー ル
	発 泡 酒
	その他の発泡性酒類
醸 造 酒 類	清 酒
	果 実 酒
	その他の醸造酒
蒸 留 酒 類	連続式蒸留焼酎
	単式蒸留焼酎
	ウイスキー
	ブランデー
	原料用アルコール
	スピリッツ
混 成 酒 類	合 成 清 酒
	み り ん
	甘味果実酒
	リキュール
	粉 末 酒
	雑 酒

問題 2

〔1〕 イ. 品目の判定

1. 商品A……ビール
2. 商品B……スピリッツ
3. 商品C……リキュール
4. 商品D……発泡酒

〔2〕 ロ. 税 率 ※別解「適用税率」

1. 商品A（ビール）
181,000
2. 商品B（スピリッツ）
{

〔3〕 ハ. 課税標準数量

1. 商品A（ビール）
 $633\text{ml} \times 20,000\text{本} = 12,660,000\text{ml}$
2. 商品B（スピリッツ）
{

〔4〕 ニ. 酒税額 ※別解「課税標準数量に対する酒税額」

1. 商品A（ビール）
 $12.66\text{k}\ell \times 181,000 = 2,291,460$
2. 商品B（スピリッツ）
{

5. 酒税額合計 = 4,496,832

〔5〕 ホ. 控除税額 ※別解「控除を受けようとする酒税額」

70,263円

〔6〕 ヘ. 納付すべき酒税額

〔4〕 - 〔5〕 = 4,426,569 → ト. 4,426,500 円 (チ. 百円未満切捨)

問題 5

- (1) $1,800\text{ml} \times 500\text{本} = 900,000\text{ml}$
- (2) $760\text{ml} \times 310\text{本} = 235,600\text{ml}$
- (3) $633\text{ml} \times 855\text{本} = 541,215\text{ml} \longrightarrow 541,210\text{ml}$ (10ml未満切捨)
- (4) $720\text{ml} \times 423\text{本} = 304,560\text{ml}$
- (5) $500\text{ml} \times 12\text{本} \times 220\text{ケース} = 1,320,000\text{ml}$

問題 6

1. 商品 A・F (清酒)
 $1,080\text{ml} \times 6\text{本} \times 800\text{ケース} + 275\text{ml} \times 3,333\text{本} = 6,100,575\text{ml}$
 $\longrightarrow 6,100,570\text{ml}$ (10ml未満切捨)
2. 商品 B・C (ビール)
 $633\text{ml} \times 136,955\text{本} + 500\text{ml} \times 20,325\text{本} = 96,855,015\text{ml} \longrightarrow 96,855,010\text{ml}$ (10ml未満切捨)
3. 商品 D (みりん)
 $366\text{ml} \times 1,824\text{本} = 667,584\text{ml} \longrightarrow 667,580\text{ml}$ (10ml未満切捨)
4. 商品 E (連続式蒸留焼酎)
 $1,800\text{ml} \times 6\text{本} \times 450\text{ケース} = 4,860,000\text{ml}$
5. 商品 G (単式蒸留焼酎)
 $1,800\text{ml} \times 5\text{本} \times 1,054\text{ケース} = 9,486,000\text{ml}$
6. 商品 H (果実酒)
 $720\text{ml} \times 1,330\text{本} = 957,600\text{ml}$
7. 商品 I (甘味果実酒)
 $375\text{ml} \times 22,245\text{本} = 8,341,875\text{ml} \longrightarrow 8,341,870\text{ml}$ (10ml未満切捨)

問題 7

〔1〕 品目の判定

1. 商品A…清酒

〔2〕 税率

1. 商品A（清酒）

100,000

〔3〕 課税標準数量

1. 商品A（清酒）

$1,800\text{ml} \times 300\text{本} = 540,000\text{ml}$

〔4〕 酒税額

1. 商品A（清酒）

$0.54\text{k}\ell \times 100,000 = 54,000$

問題 8

〔1〕 品目の判定

1. 商品A…清酒
2. 商品B…ビール
3. 商品C…合成清酒
4. 商品D…単式蒸留焼酎
5. 商品E…清酒

〔2〕 税率

1. 商品A（清酒）

100,000

2. 商品B（ビール）

181,000

3. 商品C（合成清酒）

100,000

4. 商品D（単式蒸留焼酎）

200,000

5. 商品E（清酒）

100,000

〔3〕 課税標準数量

1. 商品A・E（清酒）

$$1,800\text{ml} \times 500\text{本} + 720\text{ml} \times 450\text{本} = 1,224,000\text{ml}$$

2. 商品B（ビール）

$$633\text{ml} \times 888\text{本} = 562,104\text{ml} \longrightarrow 562,100\text{ml} \text{（10ml未満切捨）}$$

3. 商品C（合成清酒）

$$1,800\text{ml} \times 350\text{本} = 630,000\text{ml}$$

4. 商品D（単式蒸留焼酎）

$$900\text{ml} \times 1,220\text{本} = 1,098,000\text{ml}$$

〔4〕 酒税額

1. 商品A・E（清酒）

$$1.224\text{k}\ell \times 100,000 = 122,400$$

2. 商品B（ビール）

$$0.5621\text{k}\ell \times 181,000 = 101,740$$

3. 商品C（合成清酒）

$$0.63\text{k}\ell \times 100,000 = 63,000$$

4. 商品D（単式蒸留焼酎）

$$1.098\text{k}\ell \times 200,000 = 219,600$$

5. 酒税額合計 = 506,740

〔5〕 控除税額

0

〔6〕 納付すべき酒税額

$$〔4〕 - 〔5〕 = 506,740 \longrightarrow \underline{\underline{506,700}} \text{（百円未満切捨）}$$

問題10

〔1〕 品目の判定

1. 商品A…清酒
2. 商品B…みりん
3. 商品C…果実酒
4. 商品D…単式蒸留焼酎
5. 商品E…みりん
6. 商品F…ブランデー
7. 商品G…甘味果実酒
8. 商品H…発泡酒

〔2〕 税率

1. 商品A（清酒）
100,000
2. 商品B（みりん）
20,000
3. 商品C（果実酒）
100,000
4. 商品D（単式蒸留焼酎）
200,000
5. 商品E（みりん）
20,000
6. 商品F（ブランデー）
370,000
7. 商品G（甘味果実酒）
130,000
8. 商品H（発泡酒）
155,000

〔3〕 課税標準数量

1. 商品A（清酒）
 $1,800\text{ml} \times 950\text{本} = 1,710,000\text{ml}$
2. 商品B・E（みりん）
 $360\text{ml} \times 3,360\text{本} + 600\text{ml} \times 984\text{本} = 1,800,000\text{ml}$
3. 商品C（果実酒）
 $500\text{ml} \times 480\text{本} = 240,000\text{ml}$

4. 商品D (単式蒸留焼酎)
 $288\text{ml} \times 341\text{本} = 98,208\text{ml} \longrightarrow 98,200\text{ml}$ (10ml未満切捨)
5. 商品F (ブランデー)
 $720\text{ml} (\text{ml未満切捨}) \times 650\text{本} = 468,000\text{ml}$
6. 商品G (甘味果実酒)
 $900\text{ml} \times 400\text{本} = 360,000\text{ml}$
7. 商品H (発泡酒)
 $500\text{ml} \times 2,850\text{本} = 1,425,000\text{ml}$

〔4〕 酒税額

1. 商品A (清酒)
 $1.71\text{k}\ell \times 100,000 = 171,000$
2. 商品B・E (みりん)
 $1.8\text{k}\ell \times 20,000 = 36,000$
3. 商品C (果実酒)
 $0.24\text{k}\ell \times 100,000 = 24,000$
4. 商品D (単式蒸留焼酎)
 $0.0982\text{k}\ell \times 200,000 = 19,640$
5. 商品F (ブランデー)
 $0.468\text{k}\ell \times 370,000 = 173,160$
6. 商品G (甘味果実酒)
 $0.36\text{k}\ell \times 130,000 = 46,800$
7. 商品H (発泡酒)
 $1.425\text{k}\ell \times 155,000 = 220,875$
8. 酒税額合計 = 691,475

〔5〕 控除税額

0

〔6〕 納付すべき酒税額

〔4〕 - 〔5〕 = 691,475 $\longrightarrow$ 691,400 (百円未満切捨)